

## 北広島市と北海学園大学との連携に関する協定書

北広島市(以下「甲」という。)と北海学園大学(以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲と乙の包括的な連携のもと、次条に規定する事項について相互の資源を活用した取組を強化し、もって地域社会の発展及び人材の育成並びに教育研究の向上に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について連携するものとする。

- (1) 教育、文化の振興、生涯学習及び人材育成の推進に関すること。
- (2) 地域づくり及びまちづくりの推進に関すること。
- (3) 地域経済の発展に関すること。
- (4) その他協議により必要と認められること。

### (守秘義務)

第3条 この協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密条項について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (期間)

第4条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

### (協定解除)

第5条 甲又は乙が有効期間の中途において解除を申し出たときは、甲と乙は、当該解除について協議を行うものとする。この場合において、その合意が成立しないときは、当該解除を申し出た者は、その相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、この協定を解除することができる。

(協議)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和元年6月18日

甲 北広島市中央4丁目2番地1

乙 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

北広島市長

上野ひと



北海学園大学

学長

安藤敏洋

